

批評と紹介

M. A. メヘンダーレ著

マハーバーラタ戦争再考

原 實

東
洋
学
報

筆者は上記の書に対して目下、他に英文でより簡潔ながら批判的な書評を校正中 (Indo-iranian Journal, Dordrecht, The Netherlands) であるが、本書の記述する所を中心に古代インドの戦争の在り方を邦語で紹介する事も強ち無意味とも思われないので、以下に本書の論点を巡って幾つか解説を試みる事とした。

本書の著者は1918年生まれ、インド イラン語の研究者として国際的に有名であり、若くして Aśoka 王碑文の研究で令名を馳せたが、叙事詩に関してもこれ迄幾つかの研究を公けにしている¹⁾。今回彼は本書に於いて叙事詩、就中 Bhagavadgītā 中に有名な二つの術語 (dharma-yuddha と yogeśvara) に関して新しい見解を発表した。

インドの国民的叙事詩 Mahābhārata (以下MBh.と略称とする) に描き出される Kurukṣetra 18日間の Bharata 親族間の戦争が dharma-yuddha と称せられる事は周知の事実である。それは既に文典家Patañjaliがその著 Mahābhāṣya において言及した所であった。即ち彼は助辞 sma が動詞の現在時制と共に用いられる時、文全体が過去時制となるとなす Vārttika 2 ad Pāṇini 3.2.122の規定に挙げる例文の中に次の様に述べている。

dharmeṇa sma kuravo yudhyante
(Kuru 族達は dharma に則って戦った。)

この dharma-yuddha の合成語は MBh. 7.164.10 に現れ、有名な Bhagavadgītā にも dharmya yuddha の表現が二度 (2.31, 32) 現れる。併しここに「正義の戦争」「義務に基づく戦い」等と邦訳されるこの概念は本来何を意味していたであろうか。Kuntī 夫人が腑甲斐なき息子 Yudhiṣṭhira に、Vidurā と Saṃjaya の故事を物語る一節 (MBh. 5.130.5ff.) に徴する限り、それは「不法に篡奪された領土を当然の権利として奪回する戦い」と取る事も可能であるが、より適切には「戦争法規に適った戦い」と

第七十八卷
九四

取るのが妥当と思われる。ここに「戦争法規」「戦争倫理」とは古来インドに知られたもので、Āpastamba-dharma-sūtra を始めとするDharma-sūtra⁽²⁾よりManu⁽³⁾、Yājñavalkya⁽⁴⁾等の法典にも規定され、叙事詩や古典梵語文献⁽⁵⁾にも折りに触れて言及されているが、より特殊的にはMBh.6.1.27ff.に見える、戦争開始前夜に両軍の間で取り交わされた規則を指している⁽⁶⁾。取り決め一般をsamayaと呼び、以下に述べる細則をdharmaと言うが、それらを解説すれば次の如くである⁽⁷⁾。

- (1)しばしば「我こそは某」と姓名を名乗って、宣戦布告 (samābhāṣya, ā-hve-) をなしたから堂々と戦うを旨とし、不意打ちは非合法であった。
- (2)「似て非なるバラモン (brahmabandhu)」「Pāñcāla 族の穢れ (pāñcālāpasada)」等と敵に悪口雑言を浴びせ、互いに言辞による戦い (vācāyuddha) を交わす間は武器を取ってはならない。
- (3)同等者の戦い。それは(a)戦士の同等 (歩兵同士、騎士同士、戦車同士等) (b)武具甲冑の同等 (弓箭の士同士等)、(c)能力、経験、気力、年齢の同等に亘っている。
- (4)戦闘員でも次の様な状態にある者を討ったり殺したりしてはならない (na hantavya, na prahartavya)。
 - (a)viśvasta (特定の状況の下で絶対に撃たれないと信頼しきっている者、この中には名将の一騎討ちを観戦中の者 (ikṣitr), 日没後陣地内で休息、或は睡眠中の者等も含まれる)
 - (b)vihvara (戦車の故障その他で一時的に困窮している者)
 - (c)pramatta (注意を他に逸らしている者)
 - (d)pareṇa saha saṃyukta (既に他者と交戦中の者、従って第三者が助太刀に介入する事は原則として許されなかった)
 - (e)kṣiṇa-śastra, nirāyuddha, nyasta-śastra (甲冑武器を棄てた者)
 - (f)vimukha (戦場を後にして逃亡中の者)
- (5)非戦闘員を撃ってはならない。
 - (a)śastropanāyin (武器の運搬者)
 - (b)bheri-śaikha-vādin (士気高揚の為に法螺貝を吹き、太鼓を叩く者)
 - (c)sūta (御者), dhurya (馬), vātika (戦況報告者)
- (6)一度び戦争が終結した暁には、勝者と敗者は和解し (pṛiti), 以後だまし討ち (chalana) の如き卑劣な業をなしてはならない。
 戦闘は原則として一対一で行われ、名将の一騎討ちは叙事詩の随所に語られる。従って一人の武士を多数で襲う事 (Abhimanyu) や、歴戦の勇将が多数の雑兵を襲って虐殺する如きは許されなかった。Droṇaが神秘的武器を多数の雑兵に放ったのはそれ故に規則違反であった。

これらは一般的な武士の心得であり、古代インドの合戦は常にこのようにして遂行されるを旨としたが、一度び戦いが始るやそれらは常に必ずしも遵守されなかった。戦闘がしばしば *nirmaryāda*, *saṃkula*, *vyākula* (大混乱) と記述され、*nṛśaṃsa* (残忍), *nica-carita*, *anāryakarma* (卑劣な行い), *asatpuruṣa-sevita* (善人の所行とは思われず) の類の規則違反が平気で行われた故である。事実 *Bhiṣma*, *Droṇa*, *Karṇa*, *Duryodhana* 等 *Kuru* の名将襲撃⁽⁶⁾の場面では、勝利のために手段を選ばずとなす行為が *Kṛṣṇa* の指示の下に公然と敢行され、それに呼応するかの様に *Aśvatthāman* は *Pāṇḍava* の陣営に夜打ちを掛けた。戦場に馳せ参じている武士でも、もと女性であった者に矢を向けてはならない。*Bhiṣma* がもと女性であり、偶々性転換をなして暫く男となっていた *Sikhaṇḍin* に矢を向けなかったのはその故であるが、それを承知の上で *Arjuna* は *Sikhaṇḍin* を立てて戦いに臨み、*Bhiṣma* を撃つて瀕死の重傷を負わせた。*Karṇa* 殺害の場面でも、彼の戦車の動きが取れない隙に不法に襲った、謂わば上記 (4-b) の *vihrava* 襲撃に相当する暴挙であり、*Droṇa* 斬首も愛児 *Aśvatthāman* の死を不法に喧伝して老雄の怯むを待って敢行した業であった。又棍棒戦 (*gadā-yuddha*) に在っては相手の臍より下を打つ事も規則違反であったが、それは *Duryodhana* に対して *Bhima* の敢えてなした所であった。*Aśvatthāman* の夜打ちはもとより上記 (4-a) の *viśvasta* 襲撃、6 の規則違反の暴挙に他ならない。

但し、戦争には必死の挺身性が要求されるから、この種の倫理、規則の類は唯単なる形式に過ぎなかったと見る者もある。恐らくはもと「惻隱の情」に基づいた「弱者救済」の理念が基礎にあり、それは婦女子老人、負傷者等に武器を向ける事を戒め、又誇り高き武人の「廉恥」は投降者、逃亡者の類に追い撃ちを掛ける如きを禁じたと思われ、それが後に整備、理論化されてこのような「戦争規則」として文献に固定化したものと思われる。

著者はこれら違反の実例を叙事詩の戦争場面より蒐集して、*MBh.* の戦いが *Dharma-yuddha* とは凡そ程遠いものであった事を結論している。それは叙事詩の随所に見える *adharma*, *anyāya*, *kūṭa-yuddha* の語を初め、*upadhi-kṛta jaya* (*MBh.*, 9.63.13), *nikṛti* (*MBh.*, 10.9.25), *jihma upāya* (*MBh.*, 9.60.29), *jihma mārga* (*MBh.*, 9.60.38) 等の表現に呼応している。

本書の第二章は *Bhagavadgītā* の最後の章句に見える *yogeśvara kṛṣṇa* の語義解釈に当てられている。該当の章句は次の様に謳われる。

yatra yogeśvaraḥ kṛṣṇo yatra pārtho dhanurdharaḥ

tatra śrīr vijayo bhūtīr dhruvā nitir matir mama
(Bhagavadgītā 18.78=MBh.6.40.78)

批評と紹介原

ここに Kṛṣṇa と Arjuna は並列され、この句は兩人の揃う所、そこには常に幸運、勝利、繁栄、成功ありと言って Gītā の全体を締めくくっているのであるが、ここで Kṛṣṇa に掛る yogeśvara という合成語は一体如何に解釈されるべきであろうか。この合成語は同じ Gītā にこの他 18.75, 11.4 及び 9 にも現れ、そこでも Kṛṣṇa は Arjuna と共に現れる。但し 18.75 において両者は師と弟子の関係に立ち、第 11 章では神と信者の関係に立っている。前者において師は弟子に yoga-sāstra を教授し、後者において神は最愛の信者に己が神体を顕示する。併し、当該の章句にあつて両者は、御者と彼の御する戦車に乗る弓箭の士の関係に立つから、従来の研究者の様に Kṛṣṇa を the Lord of Yoga, the master of the Yoga philosophy, the master of the technique of yoga, the Lord of spiritual exercise (Zaehner), the Lord of discipline (Edgerton) と取る事には問題が残る。

そこで著者は先ず古代インドの戦闘において「御者」の果たした役割、任務を説く (MBh.8.28.6-8, R.6.93.15ff.)。彼は戦車を縦横且つ迅速に移動させ、敵の攻撃から主人を護らねばならない。のみならず彼は主人公の行動に誤りがあったり、味方の将士に助太刀の要あれば積極的に主人に注意し提言せねばならない。彼は戦況を的確に把握して、敵味方の将士の動静を窺い、主人の身に危険が迫る場合には身代りになる事も辞さない。戦場の情勢、道路の起伏等も綿密に調査し、常に戦車の状況を点検把握して、戦場で主人や戦車が苦境に陥らぬよう予め準備し、不測の事態には迅速に対処し、不利を回避する術を心掛けていなければならない。勝利に導く要因を見れば、総てそれらを間髪を容れずに実行に移す。その意味で御者は唯単なる運転手ではなく、直接実戦に参加することはなくても、作戦を綿密に練り、勝利のためとあれば縦令人の道に悖つても (adharmā) これを遂行すべく戦士に指示するを旨とした。策略考慮は御者の任務で、その奸策を含めての策略一般がこの yoga の語の意味する所であった。Kṛṣṇa がこの種の策士であった事は叙事詩の用例に徴して明らかであるから、yogeśvara の合成語もその意味に徴して理解されねばならない。そしてこの義に取る時、「策戦の士 Kṛṣṇa, 弓箭の士 Arjuna」の並列がそれなりの意味を持つ事となり、ここに Yoga 哲学、修行、神通力獲得の技法といった従来の解釈は棄却される事となる。

第七十八卷

九一

第三章は同じ yogeśvara が敵軍 Kaurava には居なかつたかどうかという問題を取り扱い、大戦前に Sakuni、大戦中に Droṇa、大戦後に梟の

三者を挙げている。この中、Śakuni は nikṛtiśvara とも称せられて、Duryodhana に賭事の秘策を授けて敵将 Yudhiṣṭhira より領土を奪った。Droṇa は自から策略を巡らしたが、それらは結果的には悉く失敗に終わった。梟が真夜中に安眠中の鳥の群を襲って、Aśvatthāman に知恵を授け、有名な夜打ち、大虐殺となった事は周知の通りである。この間において著者は叙事詩に武人に許された領土獲得の方途に二つあり、一は賭事で相手を陥れ、領土を賭けさせて奪うもの (dyūta)、他は直接干戈に訴えて実力で領土を奪う (yuddha) にあった事を明示している。

巻末はこの同じ戦争倫理規則が今一つの叙事詩 Rāmāyaṇa (R.) ではどの様になっているかの検討に当てられている。全体としてR.はMBh.に準拠しているが、細部に異同なしとしない。その最も顕著なものはR.において戦闘が人間と非人間、即ち猿、羅刹との間に行われた事実に由来している。従ってMBh. 6.1.27-31に見られるような人間同士の戦闘前夜の取り決め (samaya) の如きは、Rāma と Rāvaṇa の間に期待すべくもなく、又 Rāma は戦車を用いなかったから Kṛṣṇa の如き御者の登場する余地はなかった。Vibhiṣaṇa は Rāma の軍門に降って Rāvaṇa の秘密を明し、Indrajit も多くの幻術 (māyā) を用いたが、不正 (anyāya) 不義 (adharmā) と非難されるような yoga の行使は R. に欠如している。

本書は Bhagavadgītā に知られる有名な文言二つを取り上げ、それらを叙事詩の全体の用例に徴して今一度新たに検討し直し、問題点を明示して従来の訳者の誤解を訂正した。Gītā は叙事詩第六巻に編入された小品であるから、その解釈には叙事詩の全体を視野に入れる必要がある。それと叙事詩全体との関連それ自体も厳密な学問的研究の対象となっている (G. von Simson)⁽⁹⁾。その種の研究史を無視して、全体から遊離して一小部分のみを翻訳する事が如何に危険であるかを、著者は本書において警告しているかに見える。

註

- (1) Cf. H. von Stietencron et al. *Epic and Purāṇic Bibliography* (upto 1985) (Wiesbaden 1992), pp. 817-818.
- (2) na doṣo himśāyām āhave (17)
 anyatra vyaśva - sārathy - āyudha - kṛtāñjali - prakirnakṣa -
 parāṇimukha - upaviṣṭa - sthalavṛkṣādhirūḍha - dūta - go -
 brāhaṇāvādibhyaḥ (Gautama-dharma-sūtra 10=2.1.18)
 bhita - mattonmatta - pramatta - viśamṇāha - stri-bala - vṛddha -

brāhmaṇair na yudhyeta (Baudhāyana-dharma-sūtra 1.18.11)
 nyastāyudha-prakiraṇ akēś a-prāñjali-parāṇ-āvṛttānām āryā
 vadham paricakṣate (Āpastamba-dharma-sūtra 2.10.11)
 na pāṇiyam pibantaṃ na bhuñjānaṃ nopānahau muñcantaṃ
 nāvarmānaṃ savarmā na striyaṃ na kareṇuṃ na vājinaṃ na
 sārathinaṃ na sūtaṃ na dūtaṃ na brāhmaṇaṃ na rājānaṃ
 arājā hanyāt (Śaṅkha quoted in Mitākṣarā ad YS.1.326)

(3) na kūṭair āyudhair hanyād yudhyamāno raṇe ripūn
 na karnibhir nāpi digdhair nāgnijvalita-tejanaih (90)
 na ca hanyāt sthālārūḍhaṃ na klibaṃ na kṛtāñjalim
 na mukta-keśaṃ nāsinam na tavāsmi vādinam (91)
 na suptaṃ na visannāhaṃ na nagnaṃ na nirāyudham
 nāyudhyamānaṃ paśyantaṃ na pareṇa samāgatam (92)
 nāyudha-vyasana-prāptaṃ nārtaṃ nātiparikṣatam
 na bhitaṃ na parāvṛttaṃ satām dharmam anusmaran
 (Manusmṛti 7.93)

(4) tavāhaṃvādinam klibaṃ nirhetim para-samgatam
 na hanyād vinivṛttaṃ ca yuddha-prekṣaṇakādikam
 (Yājñavalkyasmṛti 1.326)

(5) 叙事詩を初めとして古典梵文学一般に言及される「戦闘規約」に關しては稿を改める。

(6) Cf. P. V. Kane, *History of Dharmaśāstra* III (Poona 1973), pp.209-211.

E. W. Hopkins, *The Social and Military Position of the Ruling Caste in Ancient India* (Varanasi, 1972) (Indian Reprint of JAOS, 13 1889 pp.57-376), pp.171-177.

S. D. Singh, *Ancient Indian Warfare with special reference to the Vedic Period* (Leiden 1965) pp.161-167.

V. R. R. Diksitar, "The Art of War as practised in South India," *ABORI*, 8, pp.379-397.

(7) 解説の順序は必ずしも原典のそれに符合していないが、原典を示せば以下の通りである。

tatas te samayaṃ cakruḥ kuru-pāṇḍava-somakāḥ
 dharmāmś ca sthāpayām āsur yuddhānām bhatararṣabha
 (26)

nivṛtte caiva no yuddhe pritiś ca syāt parasparam

yathāpuraṃ yathāyogaṃ na ca syāc chalanam punaḥ (27)
vācā yuddhe pravṛtte no vācaiva pratiyodhanam
niṣkrāntaḥ pṛtanā-madhyān na hantavyaḥ kathaṃ cana (28)
rathī ca rathinā yodhyo gajena gaja-dhūrgataḥ
asvenāśvi padātiś ca padātenaiva bhārata (29)
yathā-yogaṃ yathā-viryam yathotsāham yathā-vayaḥ
samābhāṣya prahartavyam na viśvaste na vihvale (30)
pareṇa saha samyuktaḥ pramatto vimukhas tathā
kṣiṇa-śastro vivarmā ca na hantavyaḥ kathaṃ cana (31)
na sūteṣu na dhuryeṣu na ca śastropanāyiṣu
na bheri-śaṅkha-vādeṣu prahartavyam kathaṃ cana
(MBh. 6.1. 32)

東
洋
學
報

- (8) A.Hiltebeitel, *The Ritual of Battle* (Ithaca and London, 1976 pp.244ff.)
(9) Georg von Simson, "Die Einschaltung der Bhagavadgītā im Bhisma-parvan des Mahābhārata," *Indo-iranian Journal*, 11 (pp.159-174).

M. A. Mehendale, *Reflections on the Mahābhārata War*, Indian Institute of Advanced Study, Rashtrapati Nivas, Shimla-171005, 1995, pp.1-65.

第七十八卷

八八